

被災地支援を継続

熊本地震の被災地の一つである益城町。復旧は進んでいますが、町内にはいまだ震災の傷痕が残ります。

復旧は道半ば

市は、特に被害の大きかった益城町に、平成28年8月から30年3月まで、延べ8人の職員を派遣。建物の解体撤去、道路や河川の下水道の復旧などを支援してきました。

同町総務課は、「倒壊した建物などの解体や撤去は、おおむね完了しました。しかし、道路や下水道などの復旧工事は道半ば。3月末の復旧率は、道路や河川が約40%、下水道は約50%です。仮設道路が狭く、かなり遠回りしなければならなかったり、仮設下水管が詰まりやすかったりと、町民は今も以前の生活を取

り戻せていません」と話します。

今年度も職員を派遣

同町総務課の職員は、「復旧作業は今年度が大詰め。これからも多くの業務が発生すると思われま。それに対応していくには、町の職員だけでは到底足りません」と話します。

同町からの要請に基づき、市は、今年度も道路や河川の復旧を行う職員1人を1年間の予定で派遣します。同様に、朝倉市にも5人を派遣します。

義援金募集も継続

市は、義援金の募集も行ってきました。30年3月



大久保市長から派遣辞令を受け取る職員

までの受付額は、累計で約4900万円。4850万円を日本赤十字社を通じて被災地へ送金しました。義援金の募集は、引き続き行っていきます。

◎救援本部事務局(☎0942・30・9052、FAX0942・30・9706)

現状を伝え 風化を防ぐ

益城町下水道課へ派遣 小柳義也さん



マンホールの調査を行う小柳さん

でいて、快く協力してくれます。地震発生から2年。現地では、復興はまだまだということを感じます。でも、久留米に戻ってくると、話題に上ることが少なくなっているのが気になります。風化させないように、現地の状況を市民の皆さんや市職員にしっかり伝えていきたいです。

益城町で、昨年4月から1年間、下水道の復旧工事を担当しました。被災地では、震災前の倍以上の道路工事、下水道工事が行われています。工事に伴う通行止めや騒音、振動などで、大変迷惑を掛けていますが、苦情を言う人はほとんど居ません。皆さん一刻も早い復興を望ん

洪水情報の自動配信が始まります

氾濫の危険をメールで

5月1日スタート

5月1日(火)から、筑後川や矢部川で氾濫の恐れがある場合に、緊急速報メールを皆さんの携帯電話などに配信します。

国が管理する河川の洪水情報をできるだけ早く知ら

せて、迅速な避難につなげようと、国土交通省が実施します。

詳細はホームページで

受信後、同省のホームページ「川の防災情報」に接続すると、今居る場所の雨の降り方や河川の水位、画像などを、パソコンやスマートフォンで、すぐに確認することができます。詳しくは、問い合わせ先または、筑後川河川事務所(☎0942・33・9131)へ。

◎防災対策課(☎0942・30・9074、FAX0942・30・9712)



スマホ版「川の防災情報」へのQRコード

大雨で増水し、氾濫の危険性が高まった筑後川(平成24年7月撮影)

介護保険料を改定

今後3年間の保険料が決まる

基準月額額は6163円

久留米市は、平成30年4月から3年間の、65歳以上の人の介護保険料を左表の通り改定しました。基準月額は、これまでの5651円から6163円になりま

す。30年度から32年度を期間とする「第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の策定に伴い、期間中に必要な介護保険の事業費を算出。要介護認定者の増加などで、前計画に比べ約63億円増加し、3年間で7

95億円が見込まれます。市は、介護給付費準備基金からの繰り入れなどで、基準月額の上昇の幅をできる限り抑えました。

◎介護保険課(☎0942・30・9240、FAX0942・36・6845)

段階	市民税の課税状況		対象者	月額保険料(負担額割合)
	世帯	本人		
1段階	-	-	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	2,773円 (基準月額×0.45)
2段階	-	-	課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下	4,006円 (基準月額×0.65)
3段階	-	-	課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える	4,622円 (基準月額×0.75)
4段階	○	-	課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	5,423円 (基準月額×0.88)
5段階	○	-	課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える	6,163円 (基準月額)
6段階	○	○	合計所得金額が125万円未満	6,964円 (基準月額×1.13)
7段階	○	○	合計所得金額が125万円以上200万円未満	7,704円 (基準月額×1.25)
8段階	○	○	合計所得金額が200万円以上300万円未満	9,245円 (基準月額×1.50)
9段階	○	○	合計所得金額が300万円以上400万円未満	9,861円 (基準月額×1.60)
10段階	○	○	合計所得金額が400万円以上500万円未満	10,477円 (基準月額×1.70)
11段階	○	○	合計所得金額が500万円以上600万円未満	11,402円 (基準月額×1.85)
12段階	○	○	合計所得金額が600万円以上700万円未満	12,326円 (基準月額×2.00)
13段階	○	○	合計所得金額が700万円以上800万円未満	13,250円 (基準月額×2.15)
14段階	○	○	合計所得金額が800万円以上	14,175円 (基準月額×2.30)